

第4節 地球温暖化防止対策

1. 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に係る法律」に基づき、平成12年度に南国市地球温暖化対策実行計画を策定し、平成13年度からの5年間の第1次計画期間、平成20年度からの5年間の第2次計画期間、平成26年度からの7年間の第3次計画期間として、事務事業に係る温室効果ガスの削減に取り組みました。

各計画期間の取組結果は以下の通りです。

○第1次計画期間

ガスの種類	基準年排出量 (t-CO ₂)	総排出量 (t-CO ₂)	達成度
二酸化炭素 (CO ₂)	1,080.55	940.75	12.9%減 達成
メタン (CH ₄)	2.05	2.12	2.5%増 非達成
一酸化二窒素 (N ₂ O)	3.51	3.70	5.5%増 非達成
計	1,086.11	946.57	12.8%減 達成

○第2次計画期間

ガスの種類	基準年排出量 (t-CO ₂)	総排出量 (t-CO ₂)	達成度
二酸化炭素 (CO ₂)	846.72	790.44	6.6%減 達成
メタン (CH ₄)	0.17	0.16	1.0%減 達成
一酸化二窒素 (N ₂ O)	4.20	4.24	1.0%増 非達成
計	851.09	794.81	6.6%減 達成

○第3次計画期間

項目	削減目標	達成度
ガソリン使用量	7%削減	10.5%減 達成
軽油使用量	7%削減	36.0%増 非達成
電気使用量	7%削減	1.0%増 非達成
用紙購入量	7%削減	16.5%増 非達成
コピー使用量	7%削減	67.7%増 非達成
再生紙利用率	90%以上	利用率96.2% 達成
温室効果ガス	7%削減	13.4%削減 達成

令和2年度までの取組をふまえ、令和3年3月に実行計画を改定しました。令和3年度から10年間の新たな計画期間として、温室効果ガスを2030年度に2013年度（基準年度）比で39.8%削減することを目指します。

2. 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

地球温暖化防止対策として、喫緊の課題の低炭素社会の実現をめざし、市民がクリーンなエネルギーを積極的に利用していくことを支援するために、住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部を補助しています。

補助対象者

- (1) 自らが居住している市内の住宅（店舗、事務所等併用住宅を含む）又は市内に居住を予定し新築・改築する住宅にシステムを設置する個人
- (2) 電力事業者と電灯契約ならびに太陽光発電設備との系統連系および余剰電力受給に関する契約を締結すること
- (3) 市税を滞納していないこと
- (4) 補助金の交付の決定の日から、既存の住宅に設置する場合は3ヶ月以内、新築・改築の住宅に設置する場合は6ヶ月以内又は当該年度の2月20日までのいずれか早い日までにシステムを設置

補助対象システム

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10kw未満のシステム
- (2) 太陽電池モジュールは、財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの
- (3) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって担保されているもの
- (4) 未使用品
- (5) 補助金の交付の決定をした日以降に着工するシステム

補助金額

○市外業者と契約した場合

1件につき1kwあたり3万円、4kw、12万円を上限

○市内業者と契約した場合

1件につき1kwあたり5.5万円、4kw、22万円を上限

※補助金の額は、システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はkwとし、小数点第2位未満を切り捨て）に3万円（市内業者の場合は5.5万円）を乗じて得た額（千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とします。

予算額

令和5年度は、予算額550万円の範囲内で、先着順で上限に達した時点で終了。

各年度の補助金交付状況

年 度	予算額 (千円)	交付件数	交付額 (千円)	設置出力合計 (kwh)
平成 21 年	2,400	22	2,400	92.71
平成 22 年	6,800	63	6,748	255.36
平成 23 年	10,000	80	9,987	364.06
平成 24 年	11,000	73	10,977	372.58
平成 25 年	11,000	78	10,715	379.64
平成 26 年	11,000	76	10,326	377.66
平成 27 年	11,000	56	7,259	301.48
平成 28 年	11,000	43	5,311	237.12
平成 29 年	11,000	37	4,590	170.70
平成 30 年	6,000	47	5,897	265.95
令和 元 年	6,000	43	5,119	222.23
令和 2 年	5,500	44	5,273	250.04
令和 3 年	5,500	43	5,043	220.70
令和 4 年	6,000	47	5,971	258.43
合 計	114,200	752	95,616	3,768.66

3. その他の取り組み

(1) レジ袋削減運動の展開

平成 23 年 11 月 1 日に南国・香美・香南の三市同時にレジ袋削減運動開始を宣言しました。買い物時に不必要なレジ袋を断り易くするという趣旨で、南国市内では 16 店舗のスーパーやコンビニ等から賛同を得ています。賛同店にはステッカーを明示してもらっています。

(2) 学校や社会教育での環境出前講座

令和 4 年度の夏休み子ども教室は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催しませんでした。

(3) 省エネ意識の啓発

市広報に省エネワンポイントを連載し、季節に応じた省エネについて啓発を行っています。

4. 南国市エコプラン推進基本大綱

① 南国市エコプラン推進基本大綱の目的及び趣旨

南国市が環境やエネルギーの先進的な都市『環境に優しいまちづくり「エコシティなんこく」』の実現に向けて、今後、進められるエコエネルギー計画・まちづくり計画などの諸政策の策定に当たり、計画の基本的な考え方や目的を以下に掲げます。

- (1) 地球温暖化など地球的規模の環境問題について考えます
- (2) 地球温暖化防止行動計画について方向性を示します
- (3) 新エネルギーの導入促進、省エネルギーの徹底など、エネルギー利用の方向性を示します
- (4) 補助事業を積極的に取り入れるとともに財政的検討を行います
- (5) 国・高知県及び南国市における関連計画などとの位置づけを明確にします

② 南国市が目指すまちづくり

南国市が『環境に優しいまちづくり「エコシティなんこく」』を目指すための具体的目標を次に掲げます。

- (1) 持続的発展が可能なまち（持続的な発展）
- (2) 自然と人とが共生するまち（自然と人との共生）
- (3) エネルギーを有効に使うまち（省エネルギーの徹底と未利用エネルギーの有効利用）
- (4) 環境と人に優しいエネルギーを作り出し使うまち（新エネルギーの導入）
- (5) 環境産業の育成で地域の経済の活性化を図るまち（環境と経済の好循環）
- (6) 省資源と資源の循環システムを確立するまち（資源循環型社会）
- (7) 公共交通機関など環境に優しい交通インフラを利活用するまち（環境と人に優しい交通体系の整備）
- (8) 環境を基調とする新しいまちづくり（環境先進都市）

5. 南国市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

① 南国市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項において、中核市以上の地方公共団体に策定が義務付けられている計画であり、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス排出の抑制等を行うための施策を定めるものです。

また、本市における最上位の行政計画である「第4次南国市総合計画」及び本市の環境行政の基本的事項を定めた「南国市環境基本計画」に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

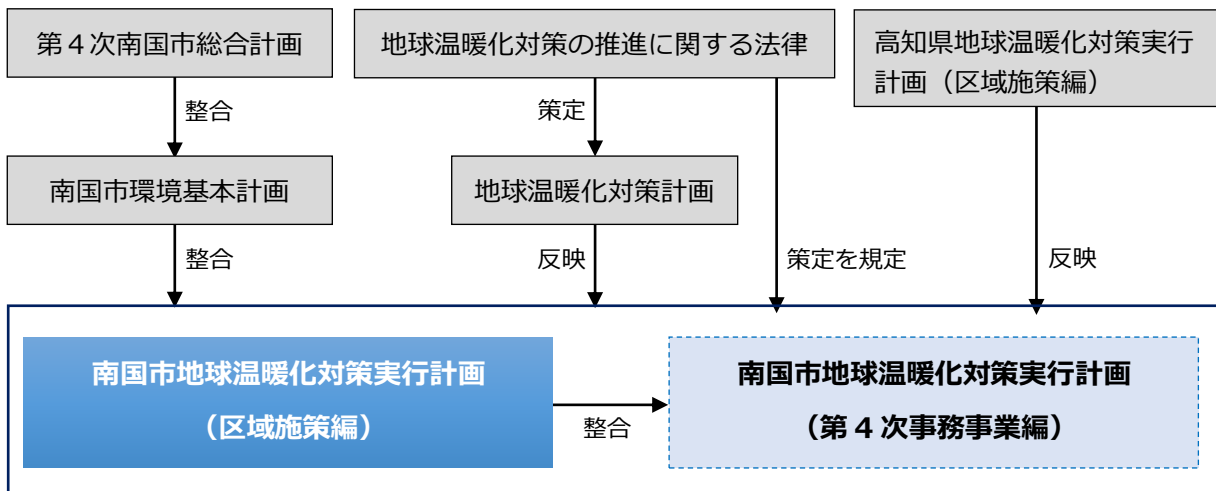


図 計画の位置付け

② 本計画策定の目的

南国市では、2011年3月に「南国市エコプラン実行計画」を策定し、南国市の自然環境や社会環境を守る「環境にやさしいまちづくり『エコシティなんこく』」の実現に向けて取り組んできました。

こうした状況の中、「パリ協定」の採択を受けて国内でも「地球温暖化対策計画」等が閣議決定されるなど地球温暖化対策やエネルギー政策が進展していること、また、近年では大規模な気象災害が頻発するようになるなど気候変動の影響が顕在化していること等、本市を取り巻く状況が大きく変わってきています。これらの動向に対応するとともに、温室効果ガス排出量のさらなる削減を目指すことを目的に「南国市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

③ 計画の基本的事項

1. 基準年度

国の「地球温暖化対策計画」が基準年度を2013年度としていることを踏まえ、南国市においても基準年度を2013年度とします。

2. 計画期間

国の「地球温暖化対策計画」が計画期間を2030年度までとしていることを踏まえ、区域施策編においても計画期間を2030年度までとします。

なお、本市を取り巻く社会情勢の変化や地球温暖化対策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

3. 対象区域と対象ガス

対象区域は市域全体とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に定められている7種類の温室効果ガスのうち、日本ではCO₂が全体の9割以上を占めること、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等の市民や事業者の取組によって削減が可能であることから、CO₂のみを対象とします。

④ 温室効果ガスの削減目標

市民や事業者の省エネに関する取組が進んだこと等によって、2017年度時点では前計画の「南国市エコプラン実行計画」の削減目標を達成しています。今回、「南国市エコプラン実行計画」の計画期間の終了に伴い、さらなるCO₂排出量の削減に取り組んでいくため、近年の国内の動向を踏まえた新たな削減目標を設定します。

2030年度の中期的な目標について、国の「地球温暖化対策計画」では、「2030年度において2013年度比で26.0%削減」とする目標を設定しています。2020年9月から「地球温暖化対策計画」の見直しが始まりましたが、本計画策定時点では新たな削減目標や具体的な取組項目が示されていないため、本計画における中期目標の設定にあたっては、現行の「地球温暖化対策計画」の削減目標と整合を図るものとして設定します。

よって、中期目標として、2030年度に市域のCO₂排出量を2013年度（基準年度）比で26.0%削減することを目指します。

⑤ 基本方針

1. 地域循環共生圏の構築

2018年4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」において、「地域循環共生圏」の概念が提唱されました。「地域循環共生圏」とは、各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて、他地域と資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

本市においても、人や自然等の地域資源を活用して、地域全体で地球温暖化対策を推進することで、環境保全のみならず経済や社会等の地域が抱える課題の同時解決につなげていきます。

2. 緩和策と適応策の両輪による取組

近年、局地的な豪雨による災害や猛暑による健康被害等の気候変動が原因と考えられる影響が顕在化してきています。地球温暖化対策の推進にあたっては、これまでの温室効果ガス削減に向けた取組（緩和策）に加えて、気候変動の影響を軽減するための取組（適応策）にも取り組んでいきます。

3. パートナーシップの構築による取組

地球温暖化対策は、日常生活や事業活動と直結しているものが多いため、市民、事業者、市民団体及び行政等のあらゆる主体の自主的かつ連携、協働の取組が不可欠となります。そのため、地域における様々な主体間のパートナーシップを構築し、一丸となって地球温暖化対策に取り組んでいきます。

4. SDGsへの貢献

SDGsは、持続可能な社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための目標であり、一つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットにつながる特徴を持っています。

環境はすべての根底にあり、その基盤の上に社会経済活動が成り立っていることから、本市においても地球温暖化対策を推進することにより、環境に関する目標だけではなく、経済や社会に関する目標の達成にも貢献していきます。

⑥ 計画の推進体制

市民、事業者、行政のパートナーシップのもとにそれぞれが地球温暖化の推進を図るべく、以下に示す体制により計画を推進します。

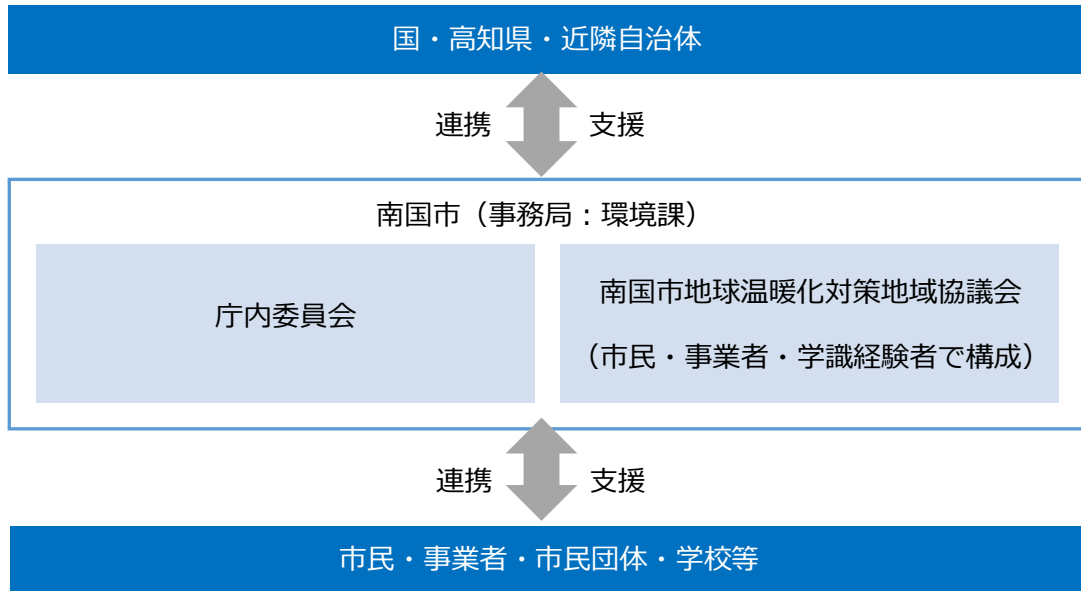


図 推進体制

■南国市地球温暖化対策地域協議会

- ・市民・事業者・学識経験者等で構成します。
- ・庁内委員会との連携のもとに、施策を実施する立場として庁内委員会の提案内容について審議します。
- ・施策実施に向けて業界や関係団体内での調整を図ります。
- ・PDCA サイクルとスパイラルアップを確認・推進します。

■庁内委員会

- ・各部局の代表者で構成し、全庁横断的な内部組織として機能させます。
- ・地球温暖化対策地域協議会との連携のもとに、プロジェクト推進に向けた施策の提案・検討を行います。また、施策実施に向けた関係団体との調整を図ります。
- ・地球温暖化対策地域協議会の審議内容を取りまとめるとともに、最終的な企画立案を行います。

■事務局

- ・地球温暖化対策について地球温暖化対策地域協議会、庁内委員会へ施策提案を行います。
- ・地球温暖化対策地域協議会の運営を行うとともに、国や県、庁内委員会との各種連絡、調整や窓口として機能を持たせます。